

## 大雨・河川氾濫・土砂災害、高潮による災害の恐れがある場合の防災気象情報や避難情報を踏まえた学校の対応について（令和8年度改訂版）

みだしの件につきまして、令和8年5月下旬より、気象庁による「新しい防災気象情報」の運用が開始されることに伴い、改訂いたしました。

本校の通学地域の全部または一部が避難対象地域（対象校区）となり、防災気象情報・レベル3警報が発表、または市からの避難情報・警戒レベル3以上が発令された場合について、お子様の兄弟姉妹が在籍する小中学校と連携をとりながら、下記のように対応します。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

東部中学校は、大雨・河川氾濫の場合、佐奈川（帯川も含む）と豊川水系の防災気象情報や避難情報に基づきます。防災気象情報（例：レベル4氾濫危険警報）は気象台から発表されます。避難情報（例：警戒レベル4避難指示）は豊川市から発令されます。

### 1 レベル3警報または警戒レベル3「高齢者等避難」

(1) 登校前に発表・発令されている場合

- ① 原則、平常通り授業を行います。ただし、通学路の状況等により、臨時休業や授業の開始時刻を変更することがあります。
- ② 保護者が、お子様の身の安全を守るという観点から登校を見合わせる判断をした場合は、学校にその旨を連絡してください。

(2) 登校後に発表・発令された場合

- ① 気象状況の変化や教育委員会からの通知によっては、途中で授業を打ち切ることもありますが、原則として通常通り授業を続けます。

(3) 状況の悪化が見込まれると判断した学校に避難所が開設される場合

- ① 直ちに授業を打ち切り、「校内待機」「引き取り下校」「集団下校」などの避難行動に移行します。下校の方法について保護者の皆様に情報配信等いたします。

### 2 レベル4危険警報または警戒レベル4「避難指示」

(1) 登校前に発表・発令されている場合

- ① その日は臨時休業とします。なお、原則として、その翌日から授業を再開します。
- ② 学校は、警戒レベル4「避難指示」の解除後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況に関する情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させられると判断できるまでは登校させません。よって、翌日以降も休業とする場合があります。

(2) 登校後に発表・発令された場合

- ① 直ちに授業を打ち切り、「集団下校」「引き取り下校」「校内待機」などの避難行動に移行します。下校の方法について保護者の皆様に情報配信等いたします。

### 3 その他

(1) 「レベル5特別警報」が発表された場合も、登校前は臨時休業とします。ただし、登校後に発表された場合は、直ちに命を守る安全確保を最優先とし、原則「校内待機」とします。

(2) 地方気象情報で大雨災害の可能性について予測された場合（例：早期注意情報で「レベル3警報以上の可能性が『高』以上」）には、前日までに教育委員会が臨時休業を判断することもあります。

(3) 土砂災害と高潮については対象地域（対象校区）での対応となります。気象情報が発表され、豊川市から校区に避難情報（避難指示等）が発令された場合に対応します。

(4) 河川氾濫情報は豊川市の場合、豊川と豊川放水路が対象となります。

(5) 「引き取り下校」となる場合には、周辺の交通状況への配慮が必要となります。自家用車の使用を制限させていただいたり、お住まいの地域や学年ごとに迎えの時間をずらしたりする措置をとらせていただくことがあります。

(6) 「校内待機」とした場合は、避難指示の解除後も、災害の状況等に関する情報収集に努め、児童生徒を安全に下校させられると判断できるまでは下校させません。